

法學博士 小川郷太郎 著
經濟學博士 汐見三郎

補訂第七版

財政學

東京書肆 有斐閣

昭和七年二月二十五日改訂四版印刷發行
 昭和八年四月二十日改訂五版印刷發行
 昭和九年四月二十日改訂六版印刷發行
 昭和十四年三月二十六日補訂第七版印刷
 昭和十四年三月二十六日補訂第七版印刷
 財政學 附

(外地定價金四圓九十錢)

著 者 小 川 郷 太 郎
 著 者 汐 見 三 郎
 發 行 者 江 草 重 忠
 印 刷 者 龜 谷 良 一

東京市神田區神保町二丁目十七番地
 東京市本郷區藏前町三十六番地

發行所

書肆有

斐

本店 電話九段三二・三〇〇
 振替口座東京三七一〇

本郷支店 東京市本郷區大正門前
 電話小石川一九二〇番



第六版序

初版を公けにしてより六箇年を過ぎ、第四版を改訂してより三箇年を経たのであるが、過去六箇年間否な最近三箇年こそ我國財政に一轉機を劃すべき重大時期であつた。

著者は政界と學界とにあつて財政の實踐と財政學の研究とに努力してゐるのであるが、この變轉期に當り本財政學の根本思想に何等の修正を加ふるの必要を見ず却つて自信を固くするを得たのを喜ぶものである。

昭和六年の滿洲事件につき昭和十二年の支那事變が勃發し、我國は今や非常時局に直面してゐる。幸にして時代に適切なる財政政策が樹立せられ財政の安全感が保たれてゐる事は我國將來の發展の爲めに意を強うするに足るのである。

全編にわたり大小六十數箇所の改訂を加へたのは、全く新しき財政立法及び財政事情を取り入れた結果に外ならない。

昭和十三年三月

著 者 識

第四版 序

第二版を發行してより二年以上を經過してゐる間に財政立法及び財政事情に變動が少なからず起つた。茲に全編にわたり二十箇所の大小の改訂を加へ第四版を公けにする次第である。

昭和十年三月

著 者 識

第二版 序

二

初版を發行して茲に一年、財政に關する立法竝に事實の變りたるものが少くない。今や第二版を發行するに際し、是等の新立法新事實を斟酌し、十數箇所に入り訂正を加へた。而して其の範圍は經費論と租稅論と公債論とに及んでゐる。

尙此書の改訂に際し和歌山高等商業學校の大畑教授が懇篤なる助言を賜はり茲に感謝の意を表す。

昭和八年一月二十五日

著 者 識

序

小川郷太郎著「財政總論」「租税總論」は著者の財政學の骨子をなすものであるが、租税各論、公債論、豫算論等に觸るる所なきが故に、財政學の全部の體系を完成してゐない。勿論、小川郷太郎著「社會問題と財政」「税制整理論」「租税論講義」「公債論講義」「國債整理論」等に於ては財政學の各種問題に關する著者の見解を明かにしたのであつたが、或部分は詳細に過ぎ、或部分は簡略に失し、全體の統一がとれない憾があつたのである。

我國の財政は世界大戰を中心として目まぐるしい變轉を遂げ、金の輸出解禁で安定したに拘らず、更に昭和六年末に行はれたる金の輸出再禁止により攪亂せられ、將來の變化に至りては豫斷を許さないものがある。茲に著者の財政學にも修正を加へ財政學全般に亙る著者の統一的體系を完ふする必要に迫られたのである。これ本書の生れたる所以である。

本書の目的は財政學に關する鳥瞰的研究であるから、往々にして論じて盡さざる所のあるのは免れ難い所である。唯著者は本書を以て著者が過去數十年の間に學界及び政界に行つた研究に對する一應の報告を社會に送ると共に、今後繼續する著者の財政學研究の出發點としたのである。若し讀者の懇篤なる示教を得て著者の見解を訂正し更に著者の將來の研究を啓發するを得ば望外の幸である。

兩著者は京都帝國大學に於て師弟の關係にあり、今や政界と學界とに分れてゐるが、共に財政學の研究に努めてゐる。本書を著はすに際し互に論議を盡したが、出版期日に迫られて推敲足らず、著者の意に満たざる點少くない。政界及び學界に於ける努力に基き完成を他日に期したのである。

昭和七年一月九日

小川 郷太郎
沙 見 三 郎

財政學 目次

緒 論

第一章

財 政

第一節

財政の意義

第二節

財政と個人私經濟

第三節

財政と國民經濟

第二章

財 政 學

第一節

財政學の本質と研究方法

第二節

財政學と他の學との關係

第三章

財政學の發達

第一節

重農學派及び正統學派の財政論

第二節

十九世紀に於ける財政學の獨立

第三節

最近の財政學書

第一編 經 費 論.....四一

第一章 國家の目的並びに其の發達.....四一

第一節 現今國家の具體的目的.....四三

第二節 國家目的の發達.....四五

第三節 國家の目的に關する學說の變遷.....四九

第四節 國家行動範圍の擴張.....五五

第二章 經費の組織.....五七

第一節 憲法費.....五八

第一款 元首に關する經費.....五九

第二款 議會費.....六〇

第二節 政務費.....六一

第一款 國防費.....六二

第二款 法務費.....六五

第三款 厚生費.....六七

第四款 文化費.....七五

第三節 財務費.....七八

第四節	文治費、國防費、公債費	七九
-----	-------------	----

第三章	經費の主體	八一
-----	-------	----

第一節	本國費と植民地費	八二
-----	----------	----

第二節	中央費と地方費	八五
-----	---------	----

第一款	中央費と地方費との限界	八五
-----	-------------	----

第二款	諸國の中央費と地方費	八七
-----	------------	----

第四章	經費の物體	九一
-----	-------	----

第一節	物件費	九四
-----	-----	----

第一款	物件費の種別	九四
-----	--------	----

第二款	物件獲得方法	九六
-----	--------	----

第二節	人件費	九八
-----	-----	----

第一款	人件費の種別	九八
-----	--------	----

第二款	俸給費	九九
-----	-----	----

第一項	在職俸	一〇〇
-----	-----	-----

第一	俸給の差等	一〇〇
----	-------	-----

第二	加俸	一〇二
----	----	-----

第二項 非職俸	104
第三節 移轉的經費	104
第一款 恩給	104
第一項 狹義の恩給	105
第二項 扶助料	106
第二款 補助費	108
第五章 經費の伸縮	109
第一節 經常費と臨時費	110
第一款 經常費と臨時費との區別に關する學說	110
第二款 臨時費の種別	114
第二節 確定費と自由費	115
第六章 經費の原則	110
第七章 經費膨脹の法則	116
第二編 收入論	119
第一章 收入の組織	119

第二章 私經濟的收入總論.....一四四

第一節 官有財產及び官業の利害.....一四四

第二節 官有財產並びに官業の限界.....一五〇

第三章 官有財產收入.....一五四

第一節 動產收入.....一五五

第一款 基金資金の收入.....一五五

第二款 配當金.....一六〇

第三款 利子.....一六二

第二節 不動產收入.....一六三

第一款 官有地收入.....一六三

第二款 官林收入.....一六五

第四章 官業收入.....一六六

第一節 官鑛業收入.....一六九

第二節 官工業收入.....一七一

第三節 官商業收入.....一七三

第一款 銀行業.....一七四

第二款 郵便貯金並びに大藏省預金部……………一七五

第四節 官交通業收入……………一七六

第一款 官鐵道收入……………一七六

第二款 船舶業……………一八三

第三款 郵便、電信、電話收入……………一八三

第五節 官保險業收入……………一八六

第五章 政務收入……………一八九

第一節 手数料……………一八九

第一款 手数料の本質……………一九九

第二款 手数料の高……………一九九

第三款 手数料の發達……………二〇四

第四款 手数料の賦課徴收……………二〇六

第五款 手数料の組織……………二〇八

第一項 司法手数料……………二一八

第二項 行政手数料……………二一九

第六款 手数料の收入……………二二〇

第二節 使用料……………二〇一

第一款	使用料の本質並びに高	101
第二款	使用料の組織と收入	103
第三節	受益者負擔金	104
第一款	受益者負擔金の本質	104
第二款	受益者負擔金の課徴方法	107
第三款	受益者負擔金の發達	109
第四節	違法金	111
第三編	租稅論	113
第一部	租稅總論	113
第一章	租稅の本質	113
第二章	租稅の根據	118
第一節	公需說	119
第二節	交換說	120
第一款	本來の交換說	120
第二款	保險說	123
第三節	最近の學說	124

第三章	租税の最高原則	三六
-----	---------	----

第四章	租税の國民經濟的原則並びに租税の國民經濟に及ぼす影響	三七
-----	----------------------------	----

第一節	税源の選擇	三八
-----	-------	----

第二節	租税客體の選擇	三九
-----	---------	----

第三節	租税主體の選擇並びに租税の轉嫁	四〇
-----	-----------------	----

第一款	租税主體	四一
-----	------	----

第二款	租税の轉嫁	四二
-----	-------	----

第三款	租税の償却(租税の還元)	四三
-----	--------------	----

第四節	租税の程度	四四
-----	-------	----

第五章	租税の社會的原則並びに租税の配分	四五
-----	------------------	----

第一節	普遍の原則	四六
-----	-------	----

第一款	普遍の原則の意義	四七
-----	----------	----

第二款	普遍の原則の適用	四八
-----	----------	----

第一項	自然人	四九
-----	-----	----

第二項	法人	五〇
-----	----	----